○経済産業省告示第百八十二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十五年七月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十五年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

二〇〇八年後半に発生したリーマンショック及びその後の欧州政府債務危機により生じた世界経済の信用収縮と成長の鈍化は日本経済に大きな影響を及ぼした。また、長期化する景気低迷とデフレは、設備、研究開発、さらには人材に対する投資意欲や新規事業・起業への意欲を萎縮させるなど、日本経済の基礎体力に悪影響を及ぼしてきた。

こうした状況を踏まえ、本年六月十四日に「日本再興戦略」が閣議決定され、民間投資を喚起するとともに、人材の育成やイノベーションを創造する力を強化して労働生産性を高め、民間の潜在活力を最大限に発揮させるよう市場機能を高め、産業を強化する「日本産業再興プラン」が示された。

全国四百二十万の中小企業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支え、また、将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与する重要な存在である。特に、全国三百六十六万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは、日本経済の成長に不可欠である。

このため、中小企業・小規模事業者の創意ある成長発展による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十五年度における中小企業・小規模事業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する特定補助金等の同法第二十三条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業・小規模事業者等向け支出目標

国等は、平成二十五年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百五十五億円となるよう努めるものとする。

なお、平成二十四年度補正予算については「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業」を含む約一千百十五億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。

二　中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十五年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業・小規模事業者等への制度の周知、中小企業・小規模事業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選抜方式の導入の推進

国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等からの調達の拡大を図る観点から、特定補助金等を複数の段階に分け、段階ごとに質の高い競争を行なう多段階選抜方式による「戦略的情報通信研究開発推進事業」、「農林水産業・食品産業科学技術研究促進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募中小企業タイプ」等を着実に実施する。

また、研究開発前の探索研究・実証実験（Ｆ／Ｓ）の導入の有効性を実証することにより、同方式の導入・普及を図るため「中小企業技術革新挑戦支援事業」を着実に実施する。

加えて、「第四期科学技術基本計画」（平成二十三年八月十九日閣議決定）及び「知的財産推進計画二〇一三」（平成二十五年六月二十五日知的財産戦略本部決定）に基づく、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を引き続き進める。

3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「ＳＢＩＲ特設サイト」という。）より提供し、中小企業・小規模事業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、ＳＢＩＲ特設サイトの中小企業・小規模事業者等への広報や利便性の向上に努める。

なお、特定補助金等の中小企業・小規模事業者等への支出実績額が支出目標額を下回っている状況に鑑み、支出実績額が支出目標額に近づくよう、ＳＢＩＲ特設サイト等を活用した情報提供の在り方等について検討を行うものとする。

イ　中小企業技術革新制度への中小企業・小規模事業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、全ての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、ＳＢＩＲ特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業・小規模事業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所、法第十七条第一項の規定に基づき認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）その他の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業・小規模事業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成二十六年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成二十五年度に取りまとめ、ＳＢＩＲ特設サイトにて公表する。

ウ　国等は、研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを経由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、当該事業が特定補助金等である旨（「ＳＢＩＲマーク」）を表示するとともに、ＳＢＩＲ特設サイトにおいて、特定補助金等の公募情報等を公表することにより、中小企業技術革新制度への中小企業・小規模事業者等の積極的な参加を促進する。

エ　国等は、中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、特定補助金等ごとの趣旨等を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者等に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題を提示するよう努める。

オ　国等は、特定補助金等に応募しようとする中小企業・小規模事業者等の参考となるよう、過去の応募件数、過去の採択件数等を開示し、また、中小企業・小規模事業者等に技術開発課題を提案させる特定補助金等については、提案例を示す。

さらに、特定補助金等の申請をした中小企業・小規模事業者等に対して、当該申請に係る評価結果の理由を説明するよう努める。